

～消費者注意情報～

「月 100 万円儲かる！」「返金保証あり」のはずだったのに！

～甘い言葉を鵜呑みにしないで！～

(平成29年3月7日)

相談事例

インターネットで「1 か月で 100 万円稼げる」という広告を見た。健康食品をインターネット上で転売するビジネスで、メールで詳細を知りたいと連絡したところ、まず 1 万円の情報商材(※)を購入するよう指示されたため購入し、ダウンロードした。書かれている販売手法を実践すれば儲かる、儲からなければ全額返金を保証するというのを信じ、借金して商品 50 個分の代金 20 万円を支払い契約した。商品は手元に届かず、ネット上で販売する仕組み。情報のとおりブログや SNS で広告したが全く売れない。話が違い、儲からないので解約・全額返金を申し出たが、条件を満たしていないと言って返金に応じてもらえない。

(20 歳代 男性)

(※)情報商材…インターネット上で販売される儲け話などの情報

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 甘い言葉を鵜呑みにしてはいけません！

「簡単に」「短時間で」「儲かる」などという広告に惹かれて、情報商材を購入する人が増えています。内容は多種多様で、商品の販売・転売ビジネスや FX 投資の手法などあれば、携帯電話機の転売や海外宝くじの購入など法に抵触するものもあります。インターネット上で簡単に申し込めるため、安易に契約してしまいがちですが、「話が違う」「儲からない」という相談も多く寄せられています。また、「返金保証」とあっても、条件を満たしていないなどと理由を付けて返金を拒むケースもあるので、気を付けましょう。

★ 契約のために借金をするのはやめましょう！

高額な契約金額の支払いを求められ、お金がないと言うと、儲けた金で返済できるからと借金を勧められて、言われたとおりにしたところ、結局借金だけが残ったという方も多いです。「必ず儲かる」話はありません。借金をしてまで契約をするのはやめましょう。

★ 困ったときには消費生活センターに相談を！

簡単に短時間で大金を稼げる「おいしい話」はありません。また、一旦契約すると解約が困難な場合も多いです。疑問を感じたり、お困りの際は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。